

令和2年2月25日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第 1 号	秩父市長政治倫理条例の一部を改正する条例	1
議案第 2 号	秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を 改正する条例	2
議案第 3 号	秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例	3
議案第 4 号	秩父市下水道条例の一部を改正する条例	4
議案第 5 号	秩父市印鑑条例の一部を改正する条例	5
議案第 6 号	秩父市営バス条例の一部を改正する条例	6
議案第 7 号	秩父市立病院等の医師を目指す医学生等に対する奨学金の貸付けに関する 条例の一部を改正する条例	7
議案第 8 号	秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	8
議案第 9 号	秩父市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例	9
議案第 10 号	秩父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例	15
議案第 11 号	秩父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例	16
議案第 12 号	秩父市荒川巡礼通りふれあいセンター条例を廃止する条例	17
議案第 13 号	秩父市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	18
議案第 14 号	令和元年度秩父市一般会計補正予算（第7回）	19
議案第 15 号	令和元年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）	28
議案第 16 号	令和元年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）	31
議案第 17 号	令和元年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）	35

議案第18号	令和元年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）…	41
議案第19号	令和元年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）……………	46
議案第20号	令和元年度秩父市下水道事業会計補正予算（第3回）……………	47
議案第21号	令和2年度秩父市一般会計予算……………	49
議案第22号	令和2年度秩父市国民健康保険特別会計予算……………	50
議案第23号	令和2年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算……………	51
議案第24号	令和2年度秩父市介護保険特別会計予算……………	52
議案第25号	令和2年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算……………	53
議案第26号	令和2年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算……………	54
議案第27号	令和2年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算……………	55
議案第28号	令和2年度秩父市駐車場事業特別会計予算……………	56
議案第29号	令和2年度秩父市立病院事業会計予算……………	57
議案第30号	令和2年度秩父市下水道事業会計予算……………	58

議案第 1 号

秩父市長政治倫理条例の一部を改正する条例

秩父市長政治倫理条例（平成 21 年秩父市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「(臨時職員及び嘱託職員を含む。)」を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、文言を整理したいため。

議案第 2 号

秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項第 17 号中「における原則として連続する 3 日」を「において 8 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

職員の夏季休暇について、所要の改正を行いたいため。

議案第 3 号

秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

秩父市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により
実施機関が市長と協議して定める額

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第4号

秩父市下水道条例の一部を改正する条例

秩父市下水道条例（平成17年秩父市条例第243号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,400円」を「1,810円」に、「80円」を「105円」に、「90円」を「115円」に、「105円」を「135円」に、「120円」を「155円」に、「140円」を「180円」に、「150円」を「195円」に、「160円」を「205円」に改める。

別表第3中「700円」を「905円」に、「80円」を「105円」に、「90円」を「115円」に、「105円」を「135円」に、「120円」を「155円」に、「140円」を「180円」に、「150円」を「195円」に、「160円」を「205円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秩父市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定及び前項の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から令和2年8月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

令和2年2月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

公共下水道事業の健全な経営に当たり、使用料の適正化を図りたいため。

議案第 5 号

秩父市印鑑条例の一部を改正する条例

秩父市印鑑条例（平成 17 年秩父市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

総務省が定める「印鑑登録証明事務処理要領」の一部改正に伴い、印鑑登録資格について、所要の改正を行いたいため。

議案第6号

秩父市営バス条例の一部を改正する条例

秩父市営バス条例（平成19年秩父市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

路線名	区域	運行区間
浦山線	市内・影森区域	秩父駅前（市立病院）から椿森までの間
	浦山区域	鍾乳洞入口から浦山大日堂までの間
川又線	大滝1	三峰口駅から大洞発電所入口までの間
	大滝2	大洞発電所入口から大滝温泉遊湯館までの間
	大滝3	大滝温泉遊湯館から秩父湖までの間
	大滝4	秩父湖から川又までの間

別表第2（第5条関係）

区分	料金（1人1乗車につき）			
	1区域	2区域	3区域	4区域
大人（中学生以上）	210円	310円	460円	610円
小学生	100円	150円	230円	300円
小学生未満	無料			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秩父市営バス条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和2年2月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市営バス川又線を延伸し、運行区間及び料金を新たに定めたいため。

議案第7号

秩父市立病院等の医師を目指す医学生等に対する奨学金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

秩父市立病院等の医師を目指す医学生等に対する奨学金の貸付けに関する条例(平成19年秩父市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「年10パーセント」を「年3パーセント」に改め、同条第2項中「つき年15パーセントの割合で」を「秩父市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例(平成17年秩父市条例第71号)の規定による延滞金の額の計算の例により」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条の規定は、利息及び延滞利息のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

令和2年2月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

民法(明治29年法律第89号)の一部改正による法定利率の引き下げに伴い、利息の計算に用いる割合を民法の法定利率に準じた割合とするほか、延滞利息に関する規定について、所要の改正を行いたいため。

議案第 8 号

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成 17 年秩父市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書及び第 21 条中「54 万円」を「61 万円」に改める。

第 24 条第 2 項中「まで」の次に「（やむを得ない事情により当該納期限までに申請書を提出することが困難であると市長が認めた場合は、この限りでない。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 2 条第 2 項ただし書及び第 21 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 2 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

国民健康保険税の適正な課税を図るため、賦課限度額及び減免申請期限について、所要の改正を行いたいため。

議案第9号

秩父市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

秩父市公設地方卸売市場条例（平成17年秩父市条例第215号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第7条」に、「第9条」を「第8条」に改める。

第2条第3号中「第55条」を「第13条第1項」に、「許可」を「認定」に改め、同条第4号中「法第58条第1項の規定により知事の許可（以下「知事の許可」という。）」を「第9条第1項の規定により市長の許可」に改める。

第4条を削る。

第5条第2項を削り、同条を第4条とする。

第6条第3項中「取扱品目に係る生産若しくは出荷の事情、小売商業者の貯蔵若しくは販売の能力又は消費者の食習慣若しくは購買慣習を十分に考慮してこれを決め」を「関係者に周知し」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「午後4時」を「午後2時」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「又は関連事業者」を削り、同条を第7条とする。

第2章第1節中第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（卸売業の許可）

第9条 卸売業者になろうとする者は、規則で定めるところにより申請をして、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行うものとする。

3 第1項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、当該申請をした者に対して許可をしてはならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 禁錮刑以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行が終わった日又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験を有しない者であるとき。

(4) 業務を的確に遂行するのに必要な資力又は信用を有しない者であるとき。

(5) 第14条の2第1項若しくは第2項又は第74条第1項の規定により許可の取消しを受けた者で、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(6) 法人にあっては、その業務を執行する役員のうち第1号から前号までのいずれかに該当する者がいるとき。

(7) その許可をすることにより卸売業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき。

第10条第1項中「知事」を「前条第1項」に改める。

第14条の次に次の3条を加える。

(許可の取消し)

第14条の2 市長は、卸売業者が第9条第3項第1号、第2号若しくは第6号に該当することとなったとき、又は同項第4号に該当すると認めるときは、当該卸売業者に対して同条第1項の許可を取り消すことができる。

2 卸売業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、当該卸売業者に対して第9条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに、第10条第1項に規定する期間に、同項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに、第10条第1項の保証金を預託した日から起算して1月以内に、その業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに、引き続き1月以上の期間、その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのに、その業務の遂行を怠ったとき。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第14条の3 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする第1項の譲受人又は前項の合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該業務を承継した法人は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

4 第9条第3項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可」とあるのは「第14条の3第1項又は第2項の認可」と、「許可を」とあるのは「認可を」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第14条の4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその

旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 名称、商号又は住所を変更したとき。
- (2) 定款、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
- (3) 卸売の業務を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している業務を再開したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第16条及び第17条を次のように改める。

(せり人)

第16条 卸売業者は、規則で定めるところによりせり人を市長に届け出なければならない。

(事業報告等)

第17条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行細則（令和元年埼玉県規則第25号）様式第4号により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えておかななければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- (1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売又は販売の委託をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされたとき。
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたときと認められるとき。
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされたとき。

第21条第1号中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改める。

第22条第1項中「あらかじめ」の次に「市長に」を加え、「市長」を「関連事業」に改め、同条第2項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第23条第1項中「関連事業者は、」の次に「前条第1項の」を加える。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第31条第2項及び第3項を削る。

第32条の見出し中「公表」を「周知」に改め、同条中「前条第1項」を「前条」に改める。

第33条を次のように改める。

第33条 削除

第35条第1項中「、出荷者又は買受人」を「その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）」に改め、同条第3項中「知事」を「第9条第1項」に改め、「その申込みが第44条の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の」を削る。

第36条第2項ただし書を削る。

第38条の見出し中「及び変更の承認」を削り、同条第1項ただし書を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第40条及び第41条中「知事」を「第9条第1項」に改める。

第42条を次のように改める。

（売買取引条件の公表）

第42条 卸売業者は、次に掲げる事項について公表（インターネットの利用その他の適切な方法により行うものをいう。以下同じ。）しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

第43条第1項中「定めなければならない」を「定めることができる」に改め、同条第2項中「には、次に掲げる事項を定めなければならない」を「に定める事項は、次のとおりとする」に改める。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

第45条の見出し中「掲示」を「周知」に改め、同条中「前条の規定により承認を受けた」を削り、「受託契約約款を」の次に「定めたときは、」を、「掲示」の

次に「するとともに、市場関係者に十分周知」を加える。

第46条第1項中「規則で定めるところにより市長が指定する検査員による確認を受け」を「当該物品に係る受領通知書又は売買仕切書に付記し」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第47条第1項中「して、販売終了後速やかに、その写しを市長に提出しなければならない」を「しなければならない」に改める。

第50条ただし書中「規則で定めるところにより」及び「指定する検査員が」を削り、「確認した」を「認めた」に改める。

第51条を次のように改める。

(決済の方法)

第51条 市場における売買取引の決済は、条例に定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第53条第1項中「産地」の次に「並びに前開場日に販売された主要な品目及びその卸売価格」を加え、「卸売場の見やすい場所に掲示」を「公表」に改め、同条に次の1項を加える。

4 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第42条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を公表しなければならない。

第54条第1項中「速やかに」を「その日の卸売の販売開始時刻までに」に、「市場内の見えやすい場所に掲示」を「公表」に改める。

第56条第3項を削る。

第57条を次のように改める。

(物品の品質管理の方法)

第57条 取引参加者その他の市場関係者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品衛生に関する法令に即して品質管理の方法を行わなければならない。

第66条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項中「会議室」を「大会議室」に、「別表第2のとおりとする」を「1日1回につき1,290円とする」に改める。

第67条第2項中「、水道及び電話の料金を」を「及び水道の料金並びに警備費用を一定の範囲で」に改める。

第72条第1項及び第73条第1項中「卸売業者」を「取引参加者」に改める。
第74条第1項中「命じ」の次に「、第9条第1項の許可を取り消し」を加える。
第77条第2項中「次の各号に掲げる者について当該各号に定める数により」
を「取引参加者その他の利害関係者及び識見を有する者のうちから」に改め、同項
各号を削る。

第86条第1項中「者」の次に「(以下「入場者」という。)及び取引参加者」
を加え、同条第2項中「市場における秩序の保持を図るため、又は公共の利益の保
全を図るために」を「前2項の規定に関し」に、「市場へ入場する者」を「入場
者」に改め、「含む。）」の次に「又は取引参加者」を加え、同項を同条第3項とし、
同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入場者及び取引参加者は、自己の商品、容器その他の物件を整理し、市場施設
の清潔の保持に努めなければならない。

第87条中「許可」の次に「、認可」を加える。

別表第1を別表とし、別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(処分等の効力に関する経過措置)

2 この条例の施行前に、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正す
る法律(平成30年法律第62号)による改正前の卸売市場法(昭和46年法
律第35号)及び埼玉県卸売市場条例を廃止する条例(令和元年埼玉県条例第
号)による廃止前の埼玉県卸売市場条例(昭和46年埼玉県条例第77号)
の規定によりなされた処分、手続その他の行為であって、この条例による改正
後の秩父市公設地方卸売市場条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に相
当の規定があるものは、改正後の条例の相当の規定によりなされたものとみなす。

令和2年2月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

卸売市場法の一部改正及び埼玉県卸売市場条例の廃止等に伴い、所要の改正を行
いたいため。

議案第10号

秩父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秩父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年秩父市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正によるもののほか、放課後児童支援員資格要件の経過措置期間の延長について、所要の改正を行いたいため。

議案第 11 号

秩父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

秩父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

別表第 1 中「第 14 条第 1 項第 3 号」を「第 14 条第 1 項第 4 号」に、「第 14 条第 1 項第 4 号」を「第 14 条第 1 項第 5 号」に、「第 14 条第 1 項第 5 号」を「第 14 条第 1 項第 6 号」に、「第 14 条第 1 項第 6 号」を「第 14 条第 1 項第 8 号」に、「第 14 条第 1 項第 7 号」を「第 14 条第 1 項第 9 号」に、「第 14 条第 1 項第 8 号」を「第 14 条第 1 項第 10 号」に改める。

別表第 2 中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次のように加える。

2	学校運営協議会の委員	年額	5,000円
3	学校評議員	年額	5,000円

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、学校運営協議会の委員及び学校評議員の報酬を規定するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第12号

秩父市荒川巡礼通りふれあいセンター条例を廃止する条例

秩父市荒川巡礼通りふれあいセンター条例（平成17年秩父市条例第110号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市荒川巡礼通りふれあいセンターを廃止し、普通財産として有効活用したい
ため。

議案第13号

秩父市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2
- (4) 市の職員（第2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、市長等の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関して、必要事項を規定したいため。

議案第14号

令和元年度秩父市一般会計補正予算（第7回）

令和元年度秩父市一般会計補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195,186千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,570,724千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年2月25日提出

秩父市長 久喜邦康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		8,661,183	△1,272	8,659,911
	2 固定資産税	4,703,682	△1,272	4,702,410
2 地方譲与税		248,700	1,508	250,208
	3 森林環境譲与税	25,700	1,508	27,208
13 分担金及び負担金		205,566	3,890	209,456
	1 負担金	205,566	3,890	209,456
14 使用料及び手数料		541,874	△21,304	520,570
	1 使用料	390,477	△21,304	369,173
15 国庫支出金		3,660,826	△13,849	3,646,977
	1 国庫負担金	2,890,659	△37,807	2,852,852
	2 国庫補助金	759,757	23,958	783,715
16 県支出金		1,888,090	17,598	1,905,688
	1 県負担金	1,027,696	△2,075	1,025,621
	2 県補助金	523,714	109,279	632,993
	3 委託金	336,680	△89,606	247,074
17 財産収入		197,709	16,841	214,550
	1 財産運用収入	100,625	11,871	112,496
	2 財産売払収入	97,084	4,970	102,054
18 寄附金		306,302	222,736	529,038
	1 寄附金	306,302	222,736	529,038
19 繰入金		2,219,103	△241,957	1,977,146
	1 繰入金	2,219,103	△241,957	1,977,146
21 諸収入		394,854	97,895	492,749
	5 雑入	233,299	97,895	331,194
22 市債		3,165,490	113,100	3,278,590
	1 市債	3,165,490	113,100	3,278,590
歳入合計		31,375,538	195,186	31,570,724

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,469,213	66,131	3,535,344
	1 総務管理費	2,775,941	102,308	2,878,249
	2 徴 税 費	350,565	△2,119	348,446
	3 戸籍住民基本台帳 費	160,367	3,400	163,767
	4 選 挙 費	155,712	△36,078	119,634
	5 統計調査費	7,330	△1,380	5,950
3 民生費		10,682,764	△187,539	10,495,225
	1 社会福祉費	5,092,411	△27,116	5,065,295
	2 児童福祉費	4,419,458	△176,367	4,243,091
	3 生活保護費	1,151,768	15,944	1,167,712
4 衛生費		2,597,731	△1,881	2,595,850
	1 保健衛生費	863,584	8,434	872,018
	2 病院事業費	271,000	△415	270,585
	5 聖地公園費	130,592	△9,900	120,692
6 農林水産業費		675,270	5,105	680,375
	1 農 業 費	387,849	37,390	425,239
	2 林 業 費	287,421	△32,285	255,136
7 商工費		1,223,190	△28,966	1,194,224
	1 商工費	1,223,190	△28,966	1,194,224
8 土木費		3,139,785	△184,997	2,954,788
	1 土木管理費	217,370	△2,500	214,870
	2 道路橋りょう費	1,476,849	△128,464	1,348,385
	4 都市計画費	1,213,476	△52,446	1,161,030
	5 住 宅 費	146,404	△1,587	144,817
10 教育費		2,589,007	189,629	2,778,636
	1 教育総務費	449,207	△6,376	442,831
	2 小学校費	461,211	173,045	634,256
	3 中学校費	597,443	25,360	622,803
	6 保健体育費	462,804	△2,400	460,404
11 災害復旧費		172,312	163,891	336,203
	1 農林水産施設災害 復旧費	66,406	103,591	169,997
	2 土木施設災害復旧 費	105,906	60,300	166,206
12 公債費		3,900,164	△112,641	3,787,523
	1 公債費	3,900,164	△112,641	3,787,523

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸支出金		1,192,052	343,428	1,535,480
	1 基金費	1,192,052	343,428	1,535,480
14 予備費		189,614	△56,974	132,640
	1 予備費	189,614	△56,974	132,640
歳出合計		31,375,538	195,186	31,570,724

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	旧大滝小学校歩道橋解体事業	4,700
		旧秩父東高校舎等解体工事設計事業	5,235
		旧滝ノ上消防詰所解体事業	2,160
		旧下郷屋台収蔵庫解体事業	3,300
		道生町駐車場ブロック塀改修事業	4,737
		看護学校南側ブロック塀改修事業	2,020
		市役所第二駐車場ブロック塀改修他事業	942
		消防団中央特別部隊詰所東側塀新設事業	2,255
		プレミアム付商品券発行事業	38,700
		オリンピック・パラリンピック推進事業	510
		運転免許返納事業	1,771
		移住推進事業補助金交付事業	3,718
		旧大滝中学校プール解体事業	4,700
3 民生費	1 社会福祉費	児童発達支援事業等施設整備補助金交付事業	12,771
		ほのぼのマイタウン合併浄化槽設計業務委託事業	1,000
	2 児童福祉費	日野田保育所ブロック塀改修事業	5,392
		クラウドロ座振替科目追加業務委託事業	660
		吉田保育所渡り廊下設置事業	5,742
		西学童保育室改修工事設計事業	2,100
4 衛生費	1 保健衛生費	台風 19 号被害家屋解体事業	19,080
		猪鼻観光トイレ解体事業	2,483
	3 清掃費	広域化基本計画等策定業務委託事業	8,000
	5 聖地公園費	土地購入事業	18,465
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	25,000
		基礎的換地業務委託事業	2,908
		ため池耐震調査業務委託事業	34,723
		みどりの村野外ステージ等解体事業	12,320
		大滝特産品販売センター改修事業	29,940
	2 林業費	市営林保育委託事業	1,052
		獣害防護柵修繕事業	1,287
		みどりが丘ほか治山事業	631
		森林整備事業	440
		森林管理道補修事業	3,000
		森林管理道太田部峠 1 号線改良事業	1,300
		森林管理道三峰線改良事業	7,600

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	BMXコース改修事業	37,000
		BMX国際大会開催補助事業	500
		BMXコース再認定事業	417
		道の駅大滝温泉外階段及びスロープ改修事業	5,070
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線3号線新設改良事業	25,356
		幹線51号線新設改良事業	65,000
		幹線58号線新設改良事業	48,600
		幹線61号線新設改良事業	26,000
		中央54号線新設改良事業	3,900
		中央500号線道路改築事業	15,710
		中央632号線新設改良事業	113,500
		中央642号線新設改良事業	18,200
		尾田蒔35号線新設改良事業	5,300
		原谷214号線新設改良事業	5,000
		高篠131号線新設改良事業	5,900
		吉田幹線11号線道路改築事業	4,000
		吉田幹線111号線新設改良事業	8,500
		上吉田116号線新設改良事業	1,300
		大滝幹線8号線道路改築事業	2,100
		大滝幹線17号線道路改築事業	15,400
		荒川幹線2号線新設改良事業	13,000
		荒川幹線4号線新設改良事業	11,600
		荒川幹線6号線新設改良事業	24,000
		道路舗装個別施設計画策定事業	7,000
		橋りょう点検事業	25,200
		橋りょう長寿命化修繕計画策定事業	9,403
		小規模橋りょう補修設計事業	6,820
	佐久良橋補修事業	53,000	
	番戸橋補修事業	29,400	
	3 河川費	近戸町地内排水路改修事業	1,500
		栃の木沢水路改修事業	20,000
		品沢水路改修事業	6,600
		大久保入沢改修事業	2,500
		釜の上排水路改修事業	3,100
下戸ヶ沢水路改修事業		13,000	
下郷水路改修事業		3,500	
上平水路改修事業		4,000	
大野原蓼沼水路整備事業		9,194	

款	項	事業名	金額
	4 都市計画費	お花畑通線街路整備事業	116,500
		中央通線街路整備事業	39,575
		秩父ミュージックパークスポーツの森プール改修事業	30,000
	5 住宅費	市営中宮地住宅解体跡地測量委託事業	1,127
		皆谷原住宅電気温水器改修事業	1,800
		老朽市営住宅住宅解体撤去事業	13,462
9 消防費	1 消防費	小型動力消防ポンプ付普通積載車購入事業	46,643
		消防団詰所新築事業	32,600
		消防水利管理事業	2,878
10 教育費	1 教育総務費	高校魅力化プロジェクト委託事業	6,000
	2 小学校費	西小学校特別支援学級教室改修事業	845
		校内LAN整備事業	173,700
	3 中学校費	校内LAN整備事業	82,300
	5 社会教育費	中町屋台収蔵庫改修事業	14,995
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	森林管理道災害復旧事業	125,107
		山林災害復旧事業	8,800
		浦山溪流フィッシングセンター災害復旧事業	4,620
		桜井土地改良区域内排水路法面崩落復旧事業	1,150
	2 土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	137,000
		河川災害復旧事業	6,514

第 3 表 地方債補正

(追加及び変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
4 森林管理道整備事業費	75,000	普通貸借又は は 証 券 発 行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
5 地方道路整備事業費	776,100		
10 尾田蒔中学校校舎大規模改造事業費	269,500		
13 小学校校内通信ネットワーク整備事業費	0		
14 中学校校内通信ネットワーク整備事業費	0		
15 森林管理道災害復旧事業費	0		
16 道路橋りょう災害復旧事業費	0		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後		
	限度額	起債の方法	利 率
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	62,900	補正前に同じ。	
	743,500		
	236,300		
	86,800		
	41,100		
	52,700		
	10,400		

議案第15号

令和元年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

令和元年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283,391千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,122,720千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		4,965,756	283,164	5,248,920
	1 県負担金・補助金	4,965,755	283,164	5,248,919
5 繰入金		618,337	△103	618,234
	1 他会計繰入金	618,337	△103	618,234
8 国庫支出金		3,245	330	3,575
	2 国庫補助金	3,245	330	3,575
歳入合計		6,839,329	283,391	7,122,720

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		105,651	495	106,146
	1 総務管理費	101,484	495	101,979
2 保険給付費		4,898,023	283,164	5,181,187
	1 療養諸費	4,255,956	279,723	4,535,679
	2 高額療養費	614,006	3,441	617,447
5 保健事業費		93,057	△1,353	91,704
	2 特定健康診査等事業費	50,954	△1,353	49,601
7 諸支出金		61,674	1,141	62,815
	1 償還金及還付加算金	36,521	1,141	37,662
8 予備費		68,610	△56	68,554
	1 予備費	68,610	△56	68,554
歳 出 合 計		6,839,329	283,391	7,122,720

議案第16号

令和元年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

令和元年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,413千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ851,238千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		192,433	△19,413	173,020
	1 他会計繰入金	192,433	△19,413	173,020
歳入	合計	870,651	△19,413	851,238

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療広 域連合納付金		867,969	△19,413	848,556
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	867,969	△19,413	848,556
歳 出	合 計	870,651	△19,413	851,238

余 白

議案第17号

令和元年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）

令和元年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200,766千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年2月25日提出

秩父市長 久喜邦康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 市 債		42,100	△4,300	37,800
	1 市 債	42,100	△4,300	37,800
歳 入	合 計	205,066	△4,300	200,766

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業 費		136,197	△5,960	130,237
	1 総務費	136,197	△5,960	130,237
3 予備費		15,972	1,660	17,632
	1 予備費	15,972	1,660	17,632
歳 出	合 計	205,066	△4,300	200,766

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 農業集落排水事業費	42,100	普通貸借又は 通証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	37,800	補正前に同じ。		

余 白

議案第18号

令和元年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）

令和元年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,837千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,346千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年2月25日提出

秩父市長 久喜邦康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		10,120	△540	9,580
	1 設置費分担金	10,120	△540	9,580
3 国庫支出金		34,763	△5,074	29,689
	1 国庫補助金	34,763	△5,074	29,689
4 県支出金		15,000	△323	14,677
	1 県補助金	15,000	△323	14,677
8 市債		59,400	△6,900	52,500
	1 市債	59,400	△6,900	52,500
歳入合計		218,183	△12,837	205,346

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 施設管理費		26,361	△4,200	22,161
	1 施設管理費	26,361	△4,200	22,161
3 施設整備費		120,092	△12,869	107,223
	1 施設整備費	120,092	△12,869	107,223
4 公債費		39,686	△942	38,744
	1 公債費	39,686	△942	38,744
5 予備費		14,458	5,174	19,632
	1 予備費	14,458	5,174	19,632
歳 出 合 計		218,183	△12,837	205,346

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
1 特定地域生活排水処理施設整備事業費	59,400	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	52,500	補正前に同じ。		

議案第19号

令和元年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）

第1条 令和元年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第1款 病院事業収益	3,219,222 千円	△110,378 千円	3,108,844 千円
第1項 医業収益	3,031,690 千円	△113,000 千円	2,918,690 千円
第2項 医業外収益	187,532 千円	2,622 千円	190,154 千円
支		出	
第1款 病院事業費用	3,154,424 千円	△30,015 千円	3,124,409 千円
第1項 医業費用	3,104,521 千円	△31,002 千円	3,073,519 千円
第2項 医業外費用	49,321 千円	987 千円	50,308 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 154,011千円」を「不足する額 153,987千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 153,911千円」を「過年度分損益勘定留保資金 153,887千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第1款 資本的収入	94,418 千円	24 千円	94,442 千円
第1項 企業債	65,000 千円	△300 千円	64,700 千円
第3項 補助金	0 千円	324 千円	324 千円

第4条 予算第6条に定めた、起債の限度額「15,600千円」を「15,300千円」に改める。

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	1,815,555 千円	△11,297 千円	1,804,258 千円

第6条 予算第10条に定めた一般会計から補助を受ける金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 救急医療等			
負担金・補助金	241,582 千円	△415 千円	241,167 千円

令和2年2月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第20号

令和元年度秩父市下水道事業会計補正予算（第3回）

第1条 令和元年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた（3）主要な建設改良事業 管路建設事業「72,800千円」を「62,600千円」に、管路改築事業「165,400千円」を「109,970千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 公共下水道事業収益	1,107,151千円	△3,646千円	1,103,505千円
第2項 営業外収益	653,916千円	△3,646千円	650,270千円
支 出			
第1款 公共下水道事業費用	1,057,373千円	△13,680千円	1,043,693千円
第1項 営業費用	956,012千円	△9,165千円	946,847千円
第2項 営業外費用	92,163千円	△3,673千円	88,490千円
第3項 特別損失	8,698千円	△842千円	7,856千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 339,278千円」を「不足する額 348,143千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 118,732千円」を「当年度分損益勘定留保資金 127,597千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	351,570千円	△66,578千円	284,992千円
第1項 企業債	283,500千円	△66,000千円	217,500千円
第2項 他会計補助金	26,500千円	△578千円	25,922千円
支 出			
第1款 資本的支出	690,848千円	△57,713千円	633,135千円
第1項 建設改良費	288,463千円	△65,630千円	222,833千円
第2項 企業債償還金	402,285千円	7,917千円	410,202千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額「243,500千円」を「177,500千円」に改める。

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	119,569 千円	△842 千円	118,727 千円

第7条 予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(2) 建設改良費に対する補助金	13,488 千円	△578 千円	12,910 千円

第8条 予算第10条に定めたたな卸資産の購入限度額「11,000千円」を「5,500千円」に改める。

令和2年2月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 21 号

令和 2 年度秩父市一般会計予算

令和 2 年度秩父市一般会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 2 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 22 号

令和 2 年度秩父市国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度秩父市国民健康保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 2 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第23号

令和2年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度秩父市後期高齢者医療特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和2年2月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 24 号

令和 2 年度秩父市介護保険特別会計予算

令和 2 年度秩父市介護保険特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 2 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第25号

令和2年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算

令和2年度秩父市農業集落排水事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和2年2月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第26号

令和2年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算

令和2年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和2年2月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 27 号

令和 2 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算

令和 2 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 2 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 28 号

令和 2 年度秩父市駐車場事業特別会計予算

令和 2 年度秩父市駐車場事業特別会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 2 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第 29 号

令和 2 年度秩父市立病院事業会計予算

令和 2 年度秩父市立病院事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和 2 年 2 月 25 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第30号

令和2年度秩父市下水道事業会計予算

令和2年度秩父市下水道事業会計予算は、別冊の定めるところによる。

令和2年2月25日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康